

令和3年松前町告示第66号

松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和3年6月9日

松前町長 岡本 靖

松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により収入が減少した漁業協同組合又は漁業者であって、漁業経営の継続・安定化に必要な設備又は漁具その他の漁業に必要な物品（以下「漁業設備等」という。）を整備するものに対し、町が予算の範囲内において、松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該者の漁業経営の悪化を緩和することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、松前町漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び次に掲げる要件を満たす漁業者（以下「漁業者」という。）とする。

- (1) 漁協の正組合員又は准組合員であること。
- (2) 漁協の准組合員にあつては、町内に住所を有していること。
- (3) 令和2年12月1日以前から漁業により収入を得ており、今後も漁業を継続する意思が認められること。
- (4) 漁協の准組合員にあつては、過去1年以内に漁協を通じて市場へ出荷実績があること。
- (5) 令和3年1月から同年9月までの期間における任意の1月（以下「対象月」という。）の事業収入の額が次の表の左欄に掲げる漁業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額と比較して20パーセント以上減少していること。

ア 対象月の前年又は前々年の同月の事業収入の額を証することができる者	対象月の前年又は前々年の同月の事業収入の多い方の額
イ 対象月の前年又は前々年の同月の事業収入の額を証することができない者（ウの者を除く。）	対象月の前年又は前々年の同月を含む事業年度分の年間事業収入の多い方の額を12で除して得た額
ウ 令和2年10月1日から同年12月1日までの間に創業した者	創業の日を含む月から令和2年12月までの期間の月の事業収入の合計額を当該期間の月数で除して得た額

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金の目的に照らして適当でないと認める者でないこと。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の上限額)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 漁協が漁業設備等（漁具を除く。）を整備する事業（以下「漁業設備整備事業」という。）
- (2) 漁業者が漁具その他の漁業に必要な物品を購入する事業（以下「漁具等購入事業」という。）

2 補助対象事業ごとの補助対象経費、補助率及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 納税状況確認同意書（様式第4号）
- (4) 漁業設備等の見積書の写し又はこれに代わる書類
- (5) 漁業設備等の概要が分かる書類
- (6) 漁協にあっては、対象月の前年又は前々年の同月の属する事業年度分に係る法人税の確定申告書の控えの写し
- (7) 漁業者にあっては、対象月の前年又は前々年の同月の属する事業収入に係る所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあっては、住民税の申告書）の控えの写し
- (8) 対象月の売上台帳又はこれに代わる書類
- (9) 漁協の准組合員にあっては、過去1年以内に漁協を通じて市場へ出荷したことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 申請者に町税又は国民健康保険税に滞納があるときは、前項の交付決定は、行わないものとする。

（補助事業の変更）

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額に変更がない場合は、この限りでない。

- (1) 変更収支予算書（様式第7号）
- (2) 漁業設備等の見積書の写し又はこれに代わる書類
- (3) 漁業設備等の概要が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業変更承認通知書（様式第8号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業中止（廃止）届出書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和4年2月末日のいずれか早い日までに、新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 領収書の写し又はこれに代わる書類
- (3) 納品書の写し又はこれに代わる書類
- (4) 漁業者にあっては、漁具等購入明細書（様式第12号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付請求書(様式第14号)により当該補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条に規定する届出書の提出があったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他補助金の申請について不正の行為があったとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(書類の整理及び保管)

第16条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の額の確定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金の上限額
漁業設備整備事業	組合員の漁業経営の継続・安定化に資するために必要な設備又は漁業に必要な備品（漁具を除く。）の整備に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助率 2分の1以内 補助金の上限額 250万円
漁具等購入事業	漁業を継続していくために必要な漁具その他の漁業に必要な物品の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助率 2分の1以内 補助金の上限額 5万円

備考

既存の漁業設備等を下取りに出した場合は、当該下取りにより得た額を購入額から除いたものを購入額とする。

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（漁協にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付申請書

松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金の交付を受けたいので、松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付申請に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないことを誓約いたします。

記

1 補助事業の内容

2 事業期間 : 着手予定 年 月 日
: 完了予定 年 月 日

3 事業費 : 金 _____ 円

4 補助金交付申請額 : 金 _____ 円

【添付書類】

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 納税状況確認同意書（様式第4号）
- (4) 漁業設備等の見積書の写し又はこれに代わる書類
- (5) 漁業設備等の概要が分かる書類
- (6) 漁協にあつては、対象月の前年又は前々年の同月の属する事業年度分に係る法人税の確定申告書の控えの写し
- (7) 漁業者にあつては、対象月の前年又は前々年の同月の属する事業収入に係る所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書）の控えの写し
- (8) 対象月の売上台帳又はこれに代わる書類
- (9) 漁協の准組合員にあつては、過去1年以内に漁協を通じて市場へ出荷したことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（漁協用）

年 月 日

実施計画書

漁業協同組合等名称：

所在地：

代表者等氏名：

1 事業の取組内容

--

2 整備設備等の概要

事業内容		事業費
		円
新規 ・ 更新	事業期間： 年 月 日 ～ 年 月 日	

機器名	規格等（型式名）	耐用年数	更新の場合
		年	下取り ・ 処分
付属機器等	規格等（型式名）	耐用年数	更新の場合
		年	下取り ・ 処分
事業費 合計 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）		備考	
円			

実施計画書

住 所 : _____

氏 名 : _____ 主な漁法 : _____

1 事業の取組内容

2 購入する漁具等

番号	物品名称	数量	金 額 (円)	使用方法等
合 計				

※購入物品の使用方法を記入してください。

収支予算書

(漁 協 名 称)	(所 在 地)
漁 業 者 氏 名 :	住 所 :
(漁協のみ)	(漁業者のみ)
代 表 者 等 氏 名 :	主 な 漁 法 :

1 収入の部

区 分	予算額	摘要 (積算基礎等)

2 支出の部

区 分	予算額	摘要 (積算基礎等)

様式第4号（第4条関係）

納税状況確認同意書

私は、松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金の交付を申請するに当たり、税務課が保有する町税等の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

年 月 日

松前町長 様

組合所在地
(個人の場合は事業主の住所)

法人名

代表者職・氏名

※ 組合代表者又は個人の事業主本人が自署してください。

第 号
年 月 日

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助対象経費
- 3 補助金交付決定額

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（漁協にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業を次のとおり変更したいので、松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 事業費 変更後 金 円
(変更前 金 円)

4 補助金額 変更後 金 円
(変更前 金 円)

【添付書類】

- (1) 変更収支予算書（様式第7号）
- (2) 漁業設備等の見積書の写し又はこれに代わる書類
- (3) 漁業設備等の概要が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

年 月 日

変更収支予算書

(漁 協 名 称)	(所 在 地)
漁 業 者 氏 名 :	住 所 :
(漁協のみ)	(漁業者のみ)
代 表 者 等 氏 名 :	主 な 漁 法 :

1 収入の部

区分	変更前予算額	変更後予算額	差引増減額	摘要 (積算基礎等)

2 支出の部

区分	変更前予算額	変更後予算額	差引増減額	摘要 (積算基礎等)

3 事業期間 (予定)

年 月 日 ~ 年 月 日

年 第 号
月 日

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備の変更について、次のとおり変更を承認したので通知します。

1 事業費	<u>変更後</u> 金	円
	(変更前 金	円)
2 補助金額	<u>変更後</u> 金	円
	(変更前 金	円)

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（漁協にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業中止（廃止）届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業を中止（廃止）したいので、松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届出します。

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の中止期間（廃止の時期）

備考：不要の文字は、抹消すること。

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（漁協にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備事業が完了したので、松前町新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業の内容

2 事業期間 : 着手 年 月 日
: 完了 年 月 日

3 事業費 : 金 円

4 補助金交付決定額 : 金 円

【添付書類】

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 領収書の写し又はこれに代わる書類
- (3) 納品書の写し又はこれに代わる書類
- (4) 漁業者にあつては、漁具等購入明細書（様式第12号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

収支決算書

(漁 協 名 称)	(所 在 地)
漁 業 者 氏 名 :	住 所 :
(漁協のみ)	(漁業者のみ)
代 表 者 等 氏 名 :	主 な 漁 法 :

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要 (積算基礎等)

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要 (積算基礎等)

年 月 日

漁具等購入明細書

住 所 :

氏 名 :

主な漁法 :

補助事業の対象とする漁具等の名称等必要事項を記入してください。

番号	物品名称	数量	金 額 (円)	使用方法等
合 計				

※購入物品の使用方法を記入してください。

様式第13号（第9条関係）

年 第 号
月 日

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金については、次のとおり交付額を確定したので通知します。

補助金交付確定額

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（漁協にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号による新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額

2 指定する金融機関の口座

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 () ()	
預金種別	(1) 普通（総合を含む。） (2) 当座 (3) その他 ()	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	